

## 船舶事故調査報告書

平成23年3月24日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 石川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成22年2月23日（火） 19時40分ごろ
発生場所	沖縄県石垣市石垣港 石垣港西防波堤灯台から090° 1,350m付近 （概位 北緯24° 20.1′ 東経124° 09.2′）
事故調査の経過	平成22年2月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 旅客船 トムソーヤ、11トン 242-11179 沖縄、株式会社トムソーヤ 10.50m (Lr) × 6.02m × 1.17m、FRP ディーゼル機関2基、165.49kW（合計）、昭和61年2月 B 漁船 <sup>あきら</sup> 章丸、1.45トン ON3-70681（漁船登録番号）、個人所有 7.90m (Lr) × 1.50m × 0.56m、FRP ディーゼル機関、94.14kW、昭和52年6月17日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 29歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年12月8日 免許証交付日 平成20年12月4日 （平成25年12月3日まで有効） B 操縦者B 男性 71歳 旧一級小型船舶操縦士 免許登録日 昭和49年12月14日 平成6年5月28日をもって失効していた。 本事故後の平成22年4月13日に再交付を受けた。
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部ハンドレールに曲損及び擦過傷 B 船首部及び右舷船首部に破口
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、旅客13人及び従業員1人を乗せ、石垣港の離島棧橋入口付近を約2.5ノット（kn）の速力で東南東進中、椅子に腰掛けて手動操舵で操船していた船長Aが、船首方のみを見ていて右舷側から接近するB船に気付かず、平成22年2月23日19時40分ごろ、A船の右舷船首部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、操縦者Bが1人で乗り、石垣港の離島棧橋入口付近を約10knの速力で西北西進中、操舵室の天井から上半身を出して手動操舵で操船し

	<p>ていた操縦者Bが、前を見ていたものの左舷側から接近するA船に気付かず、両船が衝突した。</p> <p>衝突後、船長Aが海上保安部に通報し、A船及びB船は自力航行して定係地に戻った。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好、日没時刻 18時43分</p> <p>海象：潮汐 低潮時、波 なし</p>								
その他の事項	<p>A船は、レーダー及びGPSを備えておらず、B船は、GPSを備えていたが作動させておらず、両船とも目視のみで航行していた。</p> <p>A船及びB船は、法定灯火を点灯していた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、石垣港を東南東進中、船長Aが、船首方に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、右舷方から接近するB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、石垣港を西北西進中、操縦者Bが、周囲の適切な見張りを行っていなかったことから、左舷方から接近するA船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、石垣港を東南東進中、船長Aが、船首方に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、右舷方から接近するB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、石垣港を西北西進中、操縦者Bが、周囲の適切な見張りを行っていなかったことから、左舷方から接近するA船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、石垣港を東南東進中、船長Aが、船首方に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、右舷方から接近するB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、石垣港を西北西進中、操縦者Bが、周囲の適切な見張りを行っていなかったことから、左舷方から接近するA船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、石垣港において、A船が東南東進中、B船が西北西進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								